

EMS用機器の導入事業に係る補助金の執行の取扱いについて

平成17年度低公害車普及促進対策費補助金のうち、EMS用機器の導入事業に係る補助金については、低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（平成17年3月30日付け国自総第535号、国自貨第143号、国自環第254号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、以下のとおり取り扱うものとする。

1. EMS用機器導入事業に係る補助対象事業者（交付要綱別表関係）

交付要綱別表においてEMSの普及を図ろうとする者に該当するのは、次のとおりとする。

EMSモデル事業実施要綱（平成17年3月30日付け国自総第539号、国自貨第147号、国自環第258号）に基づき選定されたEMSモデル事業を実施する者

2. EMS用機器の導入事業における補助対象経費（交付要綱別表関係）

交付要綱別表のEMS用機器の導入事業におけるEMS用機器の1台当たりの補助対象経費の上限は、それぞれ次のとおりとする。

車載器：20万円

事業所用機器：100万円

外部電源機器：175万円（設置に要する経費を含む。ただし、外部電源機器に配電するための受配電設備及び同設備に受電するための電線路の配線工事に要する経費を除く。）

外部電源機器対応冷房装置及び暖房装置：24万円（装着に要する経費を含む。）